

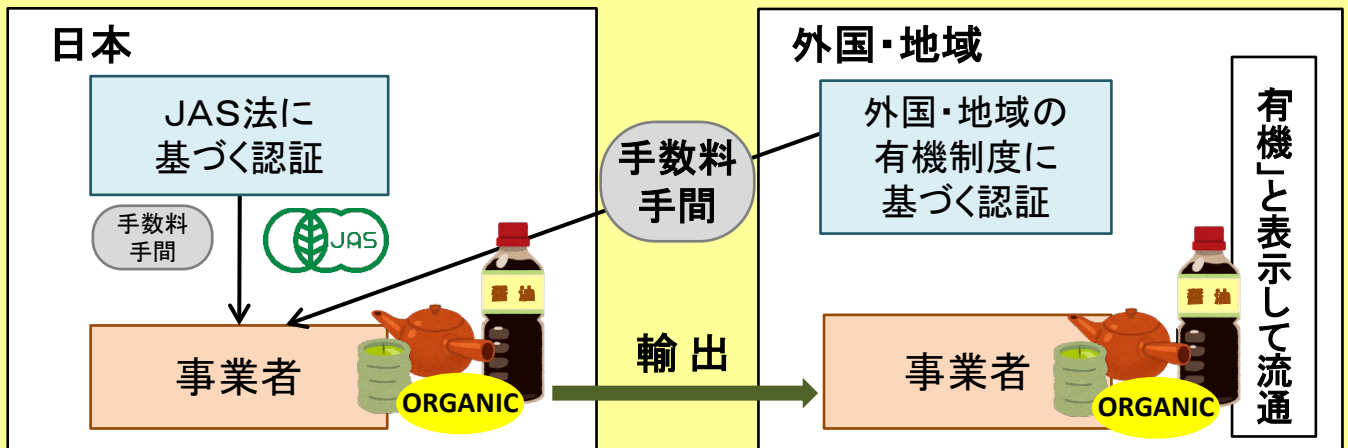
# 有機認証制度の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。  
(その国・地域の有機認証を受けた製品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。  
これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域(令和6年1月1日以降)  
EU(27か国)、英国、米国、スイス、カナダ、台湾  
※ 米国、スイスについては、有機加工食品のうち酒類を除く。  
EU、英国については、有機農産物及び有機農産物加工食品(酒類を除く)に限る。  
台湾については、有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。  
豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある  
(有機同等性の承認は不要)。

## (参考) 日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

### 【有機同等性が認められていない場合】

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。



有機同等性が認められれば

### 【有機同等性が認められた場合】

日本の事業者は、JAS法に基づく認証を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

